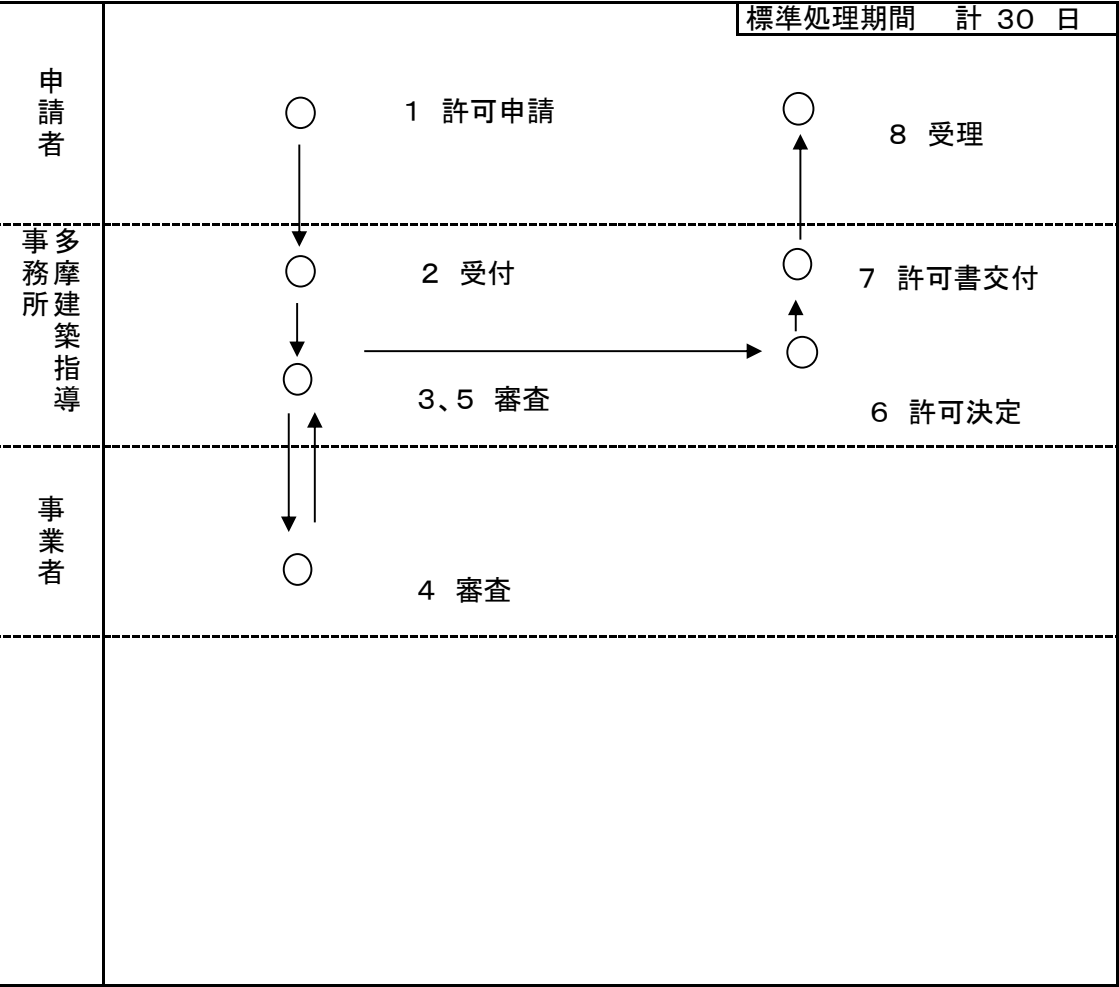


事務処理フロー図

事務名 土地区画整理法に基づく建築物等の許可

《事務処理フロー図》



作成部署	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導課第一課	電話042-548-2058
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導課第二課	電話042-313-3382、3384
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導課第三課	電話0428-23-3692

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口に申請書を提出します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば受け付けます。
3、5	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行うとともに、施行者に意見照会を行います。
4	審査	土地区画整理事業者が、意見を回答します。（※地域によっては申請者が事前に意見書を取得し、これを添付して許可申請を行うこととしています。）
6	許可決定	意見回答を踏まえ、許可相当と認める場合に許可を決定します。
7	許可書交付	許可書を申請者に対し交付します。
8	受理	